

被扶養者資格調査を行います！

提出期限
平成24年9月28日（金）

今年度も被扶養者の適正な認定を積極的に推進するために被扶養者資格確認調査を実施します。この調査は、短期給付財政の安定化をはかり、医療費増高対策事業の一環として、大変重要な調査となりますので、趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

調査対象者

平成24年9月1日現在、被扶養者に認定されている全ての者。（任意継続組合員の被扶養者は除きます。）

調査方法

調査対象者を扶養する組合員の方に、9月初旬に「被扶養者資格調査書」を所属所経由で送付しますので、被扶養者の現況に応じた書類を添付し、所属所の提出期日までに共済事務担当者に提出してください。

平成24年1月1日以降、被扶養者の認定の申告をした者の証明書類の提出は不要です。調査書の記載内容を確認し、調査書のみを提出してください。

主な添付書類

調査対象者	添付書類
収入のある者	給与収入を有する者 ・平成23年9月から平成24年8月まで雇用証明書（調査書裏面のもの、あるいは当組合ホームページの各種請求用紙からダウンロードした雇用証明書を使用すること）又は給与明細書の写し 1
	事業・農業所得等を有する者 ・平成23年分確定申告書（控）の写し ・収支内訳書等の写し（諸経費を明確に確認できる書類）
年金受給者	・最新の年金改定通知書の写し又は年金支給通知書の写し（受給者の氏名が判るように写しをとってください。）
学 生 2	・在学証明書 3（高校生は除く） ・給与支給証明書（勤労学生として収入がある場合のみ）
無職の者	・平成23年分の所得証明書 市町村により名称が異なりますが、現時点で発行可能な最新の収入が確認できるもの。 ・住民票（扶養手当の支給がない場合のみ）
組合員と別居している者（配偶者・学生・扶養手当が支給されている子は除く） 4	・毎月の仕送り額 5が確認できる書類（銀行の振込受領書、ATM利用明細書等の写し等で振込人と受取人の氏名、金額が確認できるもの） （平成23年9月～平成24年8月分）
同居が認定条件となっている者（義父母等）	・世帯全員が記載された住民票
父母・祖父母の一方のみを認定している場合、認定されていないもう一方の者（収入のある者） 6	・上記の添付書類に準ずる

1 退職等により、事業主から雇用証明書の取り付けが困難な場合のみ、雇用証明書に代えて給与明細書の写し（平成23年9月から平成24年8月までの1年分）の添付をお願いします。

あらかじめ年間130万円未満の収入になるよう雇用主と契約を結んでいる場合は、調査書裏面等の雇用証明書の特記事項に年間給与を130万円未満になるよう契約している旨を記入していただくとともに、事実確認のために平成23年の源泉徴収票の写しを提出してください。

2 高校生の被扶養者の組合員被扶養者証に有効期限の印字がされていない場合は、高校を卒業する年の3月31日までの有効期限を当該被扶養者証に印字する必要があります。この調査に併せ被扶養者申告書、直近の在学証明書及び組合員被扶養者証を提出してください。

3 被扶養者の継続認定や修学貸付の申込等で、すでに今年の4月以降に発行された在学証明書を共済組合に提出されている場合は、新たに在学証明書を提出する必要はありません。調査書欄外に「在学証明書提出済」と記入してください。

なお、昨年以前に大学または専修学校等へ入学したことにより継続認定を受けている被扶養者（高校生は除く。）の場合は、現状確認のため今年の4月以降の在学証明書を調査書に添付してください。

4 特別養護老人ホーム等に入所している被扶養者の場合は、入所証明書等により入所の確認ができる書類の提出をお願いします。この場合は、たとえ別居であっても仕送り額の確認は要しません。

5 「仕送り」とは、被扶養者の毎月の生活費を援助するためのものであることから、月々の定期的な送金以外は認めておりません。従前より、まとめた送金や手渡しによる援助は、事実確認が困難なことから仕送りとしては認めておりませんので、ご理解をお願いします。

仕送りは次の金額以上が必要であり、原則、認定対象者の全収入の1/2以上の送金額が必要となります。

・認定対象者が1人の場合	5万円以上
・認定対象者が2人の場合	9万円以上

6 父母等どちらか一方を被扶養者として認定している場合、夫婦相互扶助の観点から父母双方の収入を確認した上で被扶養者資格を判断する必要がありますので、父母双方の収入の確認ができる書類の提出をお願いします。

以上となりますが、ご不明な点等ございましたらお問い合わせいただきますようお願いいたします。

担 当：年金課 資格担当 小澤、中村（健） T E L：055 - 232 - 7311
--